

大阪市共通公文書管理サービス構築・運用保守業務委託

落札者決定基準

令和7年5月

大阪市総務局行政部行政課（文書グループ）

1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価に当たっては、本市にとっての公平性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札評価会議において、学識経験を有する者（以下「選定委員」という。）の意見を聴くものとする。

(1) 提案内容の評価

落札者決定基準別紙「大阪市共通公文書管理サービス構築・運用保守業務委託提案書評価表」（以下「提案書評価表」という。）に基づき、提案内容の評価し、「技術評価点」を与える。

(2) 入札価格の評価

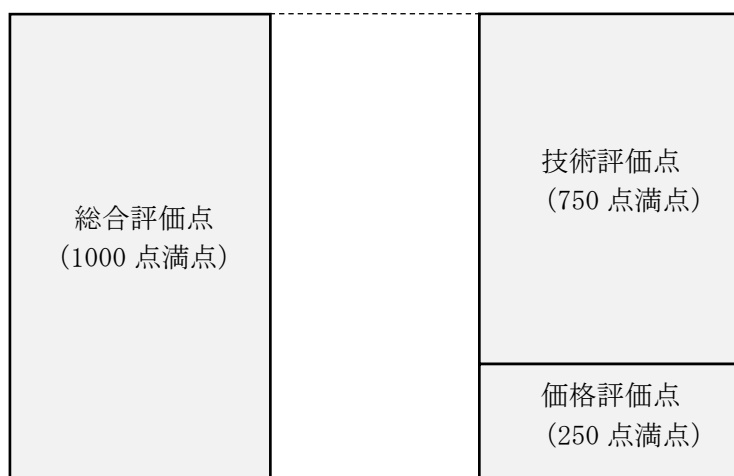
入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

「技術評価点」と「価格評価点」の比率については、750 対 250 とする。入札参加者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする。

本業務委託については、システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたり、技術的構造の異なる複数の情報システムと連携する。また、大規模なプロジェクトで多人数の要員への高度な統制力が必要であり、かつ、連携等を行う情報システムや関係組織が多く存在する。そのため、委託事業者においては、特に高い専門性を求められることとなり、技術点と価格点の比率を 3 : 1 とする。



(4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算定に当たっては、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。

(5) 「総合評価点」の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

- ア 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合、「技術評価点」が高い者を落札者とする。
- イ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合、「技術評価点」のうち、評価項目「3 調達仕様書要件に対する提案」が最も高い者を落札者とする。
- ウ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「評価項目『3. 調達仕様書要件に対する提案』の評価点」が同じ場合、別途日を定め、くじ引きにより決定する。

2 提案内容の評価（技術評価点）

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。

(1) 評価項目の大分類の設定、配点

次のとおり評価項目の大分類及び配点を設定する。

項番	項目	配点
1	本業務の背景・目的	30 点
2	提案者に関する情報	40 点
3	調達仕様書要件に対する提案	650 点
4	追加提案	30 点
合計		750 点

(2) 項目評価の考え方

技術評価点のうち技術点に係る評価点数による判定は、各評価項目に対して「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」「0点」の6段階の評価点数で判定するものとし、本市で想定していたレベルの提案であれば「3点」とする。非常に高いレベルの提案は「5点」、非常に低いレベルの提案は「1点」、とし、基準点と「5点」及び「1点」との中間レベルの提案については、それぞれ「4点」「2点」とする。記述・提案がないものは、「0点」とする。なお、大項目「追加提案」中項目「追加提案」小項目「追加提案」の評価項目を除く各評価項目において、小項目に一つでも「0点」評価がある事業者は採用しない。

また、評価項目の重要度に応じて、それぞれ1～10点の項目加重点を評価項目ごとに設定しており、評価点数で判定する各評価項目の項目評価点の計算は、次の式にて行う。

$$\boxed{\text{各評価項目の項目評価点} = \text{評価点数} \times \text{項目加重点}}$$

(3) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。

なお、技術評価点が450点未満である場合、落札者とししない。

$$\boxed{\text{技術評価点} = \text{各評価項目の項目評価点の合計}}$$

(4) 提案書の不評価について

提案書本編の総ページ数が 100 ページを超えた場合、また、提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、提案書の評価を行わない。

3 入札価格の評価（価格評価点）

価格評価点は次のとおり算定する。

$$\text{価格評価点} = 250 \text{ 点} \times \left[1 - \frac{\text{入札金額}}{\text{入札予定価格}} \right]$$

※ 上式右边を丸めのない有理数として計算する。その値に対して、小数点以下 2 桁目を四捨五入し小数点以下 1 桁まで有効にしたものを、「価格評価点」とする。

なお、入札参加者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札者としない。

4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 選定委員又は本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (2) 他の入札参加者と提案内容又はその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと